

ふるさとの森第3号地の指定について

市民生活部 環境課

1. 「ふるさとの森」とは？

市民に愛され、親しまれている景観が優れた緑地で、日高市環境保全条例に基づき市長が指定するものです。

2. これまで「ふるさとの森」に指定された場所は？

平成10年10月1日 日和田山（第1号地）
令和3年10月1日 高指山周辺（第2号地）

	指定年度	場所	面積（㎡）	地目	筆数
第1号地	平成10年度	日和田山	232,704	山林	15筆
第2号地	令和3年度	高指山	20,937	山林、雑種地	9筆

3. 「ふるさとの森」に指定されたらどうなるの？

《地権者の方》

- 指定された「ふるさとの森」の保全に協力していただきます。
- 土地を譲渡しようとするときや、樹木の伐採等しようとするときは、あらかじめ市と協議しなければなりません。ただし、木竹の生育のために通常行われる木竹の管理について協議の必要はありません。

《市で行うこと》

- 「ふるさとの森」の保全について必要な施策を推進します。
 - 「ふるさとの森」に表示板を設置します。
 - 「ふるさとの森」の保全のために必要なときは、助成をすることができます。
- ふるさとの森の制度は、現状の維持管理が難しい場面も想定したうえで、危険木の伐採や間伐など、市が一定の役割を果たせる仕組みです。

4. ふるさとの森第3号地の指定について

市では、ふるさとの森第1号地「日和田山」、第2号地「高指山」に続いて、ふるさとの森第3号地の指定について検討を進めてきました。物見山頂上付近をふるさとの森第3号地として計画し、対象となる地権者との話し合いにより指定に同意を得ています。

（予定）

	指定年度	場所	面積（㎡）	地目	筆数
第3号地	令和8年度	物見山	55,321.35	山林、畑	17筆

5. 今後のスケジュール

令和8年10月1日 指定
地権者への感謝状贈呈式

【ふるさとの森第3号地 予定地（物見山）】

1. 登山道入り口からの景色



2. 登山道①



3. 登山道②



4. 頂上

